がある場合は、当該年月日を記載すること。 ４・５　［略］ **様式第54の２～様式第54の５**　［略］ **様式第54の６**（第92条の５関係） ［略］ 年　月　日 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］ **様式第54の７**（第92条の５関係） ［略］ 年　月　日 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	る場合は、当該年月日を記載すること。 ４・５　［略］ **様式第54の２～様式第54の５**　［略］ **様式第54の６**（第92条の５関係） ［略］ 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］ **様式第54の７**（第92条の５関係） ［略］ 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第五条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等） **第八十条**　［略］ ２　前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項本文」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。 ３　［略］ ４　前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。 ５　［略］ **第八十一条～第八十五条**　［略］ （完成検査に係る認定の基準等） **第八十六条**　［略］ ２　法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。 一・二　［略］ ３　［略］	（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等） **第八十条**　［略］ ２　前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。 ３　［略］ ４　前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。 ５　［略］ **第八十一条～第八十五条**　［略］ （完成検査に係る認定の基準等） **第八十六条**　［略］ ２　法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。 一・二　［略］ ３　［略］